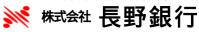
第49期中間決算公告

平成19年12月27日

長野県松本市渚2丁目9番38号



取締役頭取 田中 誠二

中間貸借対照表(平成19年9月30日現在)

	;	科	目			金額	科 目 金額
	(資	至産	の音	(肾			(負債の部)
現	金	Ŧ	Į	け	金	11,090	預 金 836,350
	_	ル		_	ン	28,669	外 国 為 替 0
商	品	有	価	証	券	1 1	その他負債 3,851
有	ſ	西	証	E	券	198,195	黄 与 引 当 金 455
貸		8	4		金	638,129	退 職 給 付 引 当 金 1,597
外	E	=	為	.	替	3 2 0	役員退職慰労引当金 182
そ	Ø	ft	<u>t</u>	資	産	2,492	睡眠預金払戻損失引当金 5.1
有	形	固	定	資	産	10,491	支 払 承 諾 3,948
無	形	固	定	資	産	1,123	負 債 の 部 合 計 846,437
繰	延	税	金	資	産	4,743	(純資産の部)
支	払	承	諾	見	返	3,948	資 本 金 13,000
貸	倒	3	I	当	金	13,329	資 本 剰 余 金 9,664
							資 本 準 備 金 9,663
							その他資本剰余金 0
							利 益 剰 余 金 17,473
							利 益 準 備 金 2,535
							その他利益剰余金 14,937
							退職給与積立金 185
							別 途 積 立 金 14,997
							繰越利益剰余金 244
							自 己 株 式 762
							株 主 資 本 合 計 39,375
							その他有価証券評価差額金 73
							繰 延 ヘ ッ ジ 損 益 0
							評価・換算差額等合計 73
							純 資 産 の 部 合 計 39,448
資	産	の	部	合	計	885,886	負債及び純資産の部合計 885,886

- (注)1 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
 - 2 商品有価証券の評価は、時価法(売却原価は移動平均法により算定)により行っております。
 - 3 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)子会社・子法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては中間決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は移動平均法により算定)時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
 - 4 デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。
 - 5 有形固定資産の減価償却は、定率法(ただし、平成 10 年 4 月 1 日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。)については定額法)を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 10年~50年

動 産 2年~20年

なお、平成 19 年度税制改正に伴い、平成 19 年 4 月 1 日以後に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく償却方法により減価償却費を計上しております。この変更により、従来の方法によった場合に比べ経常利益は 3 百万円減少し、税引前中間純損失は同額増加しております。

また、当中間期より、平成 19 年 3 月 31 日以前に取得した有形固定資産については、償却可能限度額に達した事業年度の翌事業年度以後、残存簿価を 5 年間で均等償却しております。なお、この変更により、従来の方法によった場合に比べ経常利益は 1 5 百万円減少し、税引前中間純損失は同額増加しております。

- 6 無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについて は、行内における利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。
- 7 外貨建資産・負債は、主として中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。
- 8 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

「銀行等金融機関の資産の自己査定に係る内部統制の検証並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」(日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号)に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、一定の種類毎に分類し、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき引き当てております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を引き当てております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を引き当てております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署の協力の下に資産査定部署が資産査定を 実施しており、その査定結果により上記の引当を行っております。

- 9 賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間期に帰属する額を計上しております。
- 10 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間期末において発生していると認められる額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。

過去勤務債務 その発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額 法により費用処理

数理計算上の差異 各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法 により按分した額をそれぞれ発生の翌期から損益処理

1 1 従来、役員退職慰労金は、支出時に費用処理をしておりましたが、「租税特別措置法上の準備金及び特別法上の引当金又は準備金並びに役員退職慰労引当金等に関する監査上の取扱い」(日本公認会計士協会監査・保証実務委員会報告第42号平成19年4月13日)が平成19年4月1日以後開始する事業年度から適

用されることに伴い、当中間期から同報告を適用し、役員への退職慰労金の支払に備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当中間期末までに発生していると認められる額を役員退職慰労引当金として計上しております。

これにより、従来の方法に比べ、営業経費は19百万円、特別損失は162百万円それぞれ増加し、経 常利益は19百万円減少し、税引前中間純損失は182百万円増加しております。

12 従来、利益計上した睡眠預金に対する預金者からの払戻請求に基づく払戻損失については、支出時に費用処理しておりましたが、「租税特別措置法上の準備金及び特別法上の引当金又は準備金並びに役員退職慰労引当金等に関する監査上の取扱い」(日本公認会計士協会監査・保証実務委員会報告第42号平成19年4月13日)が平成19年4月1日以後開始する事業年度から適用されることに伴い、当中間期から同報告を適用し、利益計上した睡眠預金について預金者からの払戻請求に基づく払戻損失に備えるため、過去の払戻実績に基づく将来の払戻損失見込額を引当てております。

これにより、従来の方法に比べ、その他経常費用は3百万円減少し、特別損失は54百万円増加しており、また、経常利益は3百万円増加し、税引前中間純損失は51百万円増加しております。

- 13 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、 通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。
- 1 4 外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第 25 号)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。
- 15 一部の資産・負債については、金利スワップの特例処理を行っております。
- 16 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。
- 17 取締役及び監査役との間の取引による取締役及び監査役に対する金銭債権総額 53百万円
- 18 関係会社の株式総額

2 4 7 百万円

19 有形固定資産の減価償却累計額

9,965百万円

20 有形固定資産の圧縮記帳額

6 1 2 百万円

2.1 貸出金のうち、破綻先債権額は3,849百万円、延滞債権額は18,224百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和 40 年政令第 97号)第 96 条第 1 項第 3 号のイからホまでに掲げる事由又は同項第 4 号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

22 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は該当ありません。

なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

23 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は7,963百万円であります。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。

2 4 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は30,037百万円であります。

なお、21から24に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

- 25 ローン・パーティシペーションで、平成7年6月1日付日本公認会計士協会会計制度委員会報告第3号 に基づいて、原債務者に対する貸出金として会計処理した参加元本金額のうち、中間貸借対照表計上額は、 2,953百万円であります。
- 26 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は12,662百万円であります。
- 27 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

預け金2百万円有価証券12,712百万円

担保資産に対応する債務

預金488百万円その他負債317百万円

上記のほか、当座借越契約、金利スワップ契約及び内国為替決済等の取引の担保として、預け金500 百万円及び有価証券14,158百万円を差し入れております。

子会社、子法人等の借入金等の担保は該当ありません。

また、その他資産のうち保証金は198百万円であります。

28 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する当 行の保証債務の額は1,580百万円であります。

なお、当該保証債務に係る支払承諾及び支払承諾見返については、「銀行法施行規則」(昭和 57 年大蔵省令第 10 号)別紙様式が「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令」(内閣府令第 38 号平成 19 年 4 月 17 日)により改正されたことに伴い、相殺しております。

前中間期において上記相殺を行った場合は、前中間期末の支払承諾及び支払承諾見返はそれぞれ1,230百万円減少します。

- 29 1株当たりの純資産額437円35銭
- 30 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりであります。

満期保有目的の債券で時価のあるもの

			中間貸借対照表 計上額(百万円)	時 価 (百万円)	差額(百万円)
国		債	5,603	5 , 5 3 1	7 1
地	方	債	2,447	2,458	1 0
そ	の	他	11,000	10,396	6 0 3
合	•	計	19,051	18,386	6 6 5

その他有価証券で時価のあるもの

		取得原価	中間貸借対照表	評価差額
		(百万円)	計上額(百万円)	(百万円)
株	式	6,065	7,789	1,723
債 萝	券	163,306	161,754	1,551
国	責	73,918	72,643	1,274
地 方 億	責	10,047	10,000	4 6
社 債	責	79,340	79,110	2 2 9
そ の 他	也	5,367	5,261	1 0 5
合言	計	174,739	174,806	6 6

なお、上記の評価差額に繰延税金資産6百万円を加えた額73百万円が、「その他有価証券評価差額金」に含まれております。

当中間期において、その他有価証券で時価のある株式について446百万円、その他について11百万円減損処理を行っております。なお、当該有価証券の減損処理に当たっては、時価の下落率が30%以上の銘柄について「著しく下落した」と判断し、このうち下落率が50%以上の銘柄については減損処理の対象としております。また、下落率が30%以上50%未満の銘柄については回復可能性がないと判定したものを減損処理の対象としております。

3 1 時価評価されていない有価証券のうち、主なものの内容と中間貸借対照表計上額は、次のとおりであります。

内 容	中間貸借対照表計上額(百万円)
満期保有目的の債券	
社債(私募債)	2,520
子会社・子法人等株式	
子会社・子法人等株式	2 4 7
その他有価証券	
非上場株式	1,545
その他の証券	2 4

32 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、66,125百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のものが48,801百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

33 繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

繰延税金資産

貸倒引当金損金算入限度額超過額	4 , 5 1 0 百万円
退職給付引当金損金算入限度額超過額	6 4 4
減価償却費損金算入限度額超過額	2 3 2
有価証券評価損	7 5 9
その他有価証券評価差額金	6
その他	5 4 4
繰延税金資産小計	6,698
評価性引当額	<u>1,955</u>
繰延税金資産合計	4 , 7 4 3
繰延税金資産の純額	4 , 7 4 3 百万円

- 3 4 「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号)及び「金融商品会計に関する実務指針」(日本公認会計土協会会計制度委員会報告第14号)等における有価証券の範囲に関する規定が一部改正され(平成19年6月15日付及び同7月4日付)、金融商品取引法の施行日以後に終了する事業年度及び中間会計期間から適用されることになったことに伴い、当中間期から改正会計基準及び実務指針を適用しております。
- 3 5 当行は、平成 19 年 11 月 20 日開催の取締役会において、当行の子会社であるながぎんビル管理株式会社を解散することを決議いたしました。

(1)解散の理由

ながぎんビル管理株式会社は、不動産管理業を行っておりましたが、当行グループの業務の見直しにより、営業を終了し解散することといたしました。

(2)会社の概要

商号 ながぎんビル管理株式会社

所在地 長野県松本市渚 2 丁目 9 番 38 号

資本金 10 百万円

株主構成 株式会社長野銀行 100%

(3)解散の日程

平成 19 年 11 月 21 日 解散決議

平成20年3月 清算結了(予定)

(4)業績への影響等

当該子会社の解散による当行業績への影響は軽微であります。

36 銀行法施行規則第19条の2第1項第3号口(10)に規定する単体自己資本比率(国内基準) 8.95%

中間損益計算書(平成19年 4月 1日から 平成19年 9月30日まで)

		科		-	目					額	(単12:日
経		常			二 又		益		717	нл	10,741
-	資	金	運	月		収	益		9,545		. •,,, • 1
	((7,915)		
		フェ うち有						(1,060)		
	役	プラド 務						(
				引	等	ЦZ	益		1,068		
	そ	の		業	務	収	益		5 3		
	そ	の	他	経	常	ЧΣ	益		7 3		
経		常		5	t		用				10,550
	資	金	調	适	Ē	費	用		1,938		
	(う	ち 預	金	: 利	」息)	(1,702)		
	役	務	取	引	等	費	用		6 9 4		
	そ	の	他	業	務	費	用		1		
	営		業		経		費		5,956		
	そ	の	他	経	常	費	用		1,959		
経		常		Ŧ	aj		益				190
特		別		秉	aj		益				2 6
特		別		Ħ	Ą		失				3 6 5
税	링	前	中	間	純	損	失				1 4 8
法。	人税	、自	民和	脱及	び	事業	税				111
法	人	税	等	Ħ	A	整	額				1,598
中		間	純		損	Į.	失				1,858

- (注)1 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
 - 2 1株当たり中間純損失金額 20円60銭
 - 3 「その他経常費用」には、貸倒引当金繰入額1,443百万円、株式等償却458百万円及び債権売却 損43百万円を含んでおります。
 - 4 特別損失は、固定資産処分損43百万円、減損損失105百万円、役員退職慰労引当金繰入額(過年度相当額)162百万円及び睡眠預金払戻損失引当金繰入額(過年度相当額)54百万円であります。
 - 5 営業キャッシュ・フローの低下等により、投資額の回収が見込めなくなったことに伴い、以下の資産について帳簿価額を回収可能価額まで減額し当該減少額105百万円を減損損失として特別損失に計上しております。

地域	主な用途	種 類	減損	損失
長野県内	事業用店舗3か所	土地、建物、動産		105 百万円
	及び遊休資産1か所	及びその他	(うち土地	51 百万円)
			(うち建物	45 百万円)
			(うち動産	1百万円)
			(うちその他	6 百万円)
合計				105 百万円
			(うち土地	51 百万円)
			(うち建物	45 百万円)
			(うち動産	1百万円)
			(うちその他	6百万円)

事業用店舗については、個別に継続的な収支の把握を行っていることから原則として支店単位(ただし、同一建物内で複数店舗が営業している場合は、一体とみなす。)でグルーピングを行っております。

当中間期の減損損失の測定に使用した回収可能価額は正味売却価額であります。正味売却価額は、主として不動産鑑定評価額から処分費用見込額を控除して算定しております。

中間連結財務諸表の作成方針

- 1 連結の範囲に関する事項
- (1) 連結される子会社及び子法人等 6 社 ながぎんビル管理株式会社 株式会社長野スタッフサービス 株式会社長野ビーエス 株式会社ながぎんリース ながぎん機販株式会社 長野カード株式会社
- (2) 非連結の子会社及び子法人等 該当ありません。
- 2 持分法の適用に関する事項 該当ありません。
- 3 連結される子会社及び子法人等の中間決算日等に関する事項連結される子会社及び子法人等の中間決算日は次のとおりであります。9月末日6社

中間連結貸借対照表(平成19年9月30日現在)

	科	1	-			金		額				科		目			金	(+1.	額	3万円
						<u> </u>		台只					·				亚		台只	
	(1		の部	()							(負	寅の	部()					
現	金	7	頁	け	金		11,	, 9 (5	預						金		8 3 4	١, 3	7 8
= -	-ルロ	ーン	及び	買入:	手形		28	, 6 6	5 9	借			用			金		9	, 5	8 4
商	品	有	価	証	券			1	l 1	外		噩		為		替				0
有	ſ	西	缸	E	券		197	, 9 6	5 0	そ	σ)	他		負	債		6	5,0	4 0
貸		H	B .		金	(632	, 2 7	7 3	賞	Ę	5	引		当	金			4	7 6
外	į	E.	為	b	替			3 2	2 0	退	職	給	付	링	当	金		1	۱,6	0 2
そ	Ø	fi	t	資	産		9	, 7 9	7	役	員追	人職	魌	労	引当	金			2	2 0
有	形	固	定	資	産		2 1	, 1 7	7 2	睡	眠預	金払	戻	損失	: 引坐	金				5 1
無	形	固	定	資	産		1 ,	, 7 8	3 0	繰	延	秭	i i	金	負	債				6 1
繰	延	税	金	資	産		5	, 2 7	7 7	支		払		承		諾		3	3,9	4 8
支	払	承	諾	見	返		3	, 9 4	18	負	債	σ.)	部	合	計		8 5 6	5,3	6 4
貸	倒	3	il.	当	金		14,	, 5 5	5 8		(純資	資産(の部)					
										資			本			金		1 3	3,0	0 0
										資	4	Z	剰	:	余	金		g	, 6	6 4
										利	È	ŧ	剰	;	余	金		1 8	3,2	1 8
										自		5		株		式			7	6 2
										株	主	資	ŧ:	本	合	計		4 0) , 1	1 9
										その	の他で	有価	証券	評値	西差客	重金				7 3
										繰	延	^	ツ	ジ	損	益				0
										評	価・	換:	算差	額	等合	計				7 3
										少	数	梯	₹ .	ŧ	持	分		2	2,0	0 3
										純	資	産	の	部	合	計		4 2	2,1	9 6
資	産	Ø	部	合	計		898	, 5 6	5 0	負	責 及	び糾	資	産の	部台	信		8 9 8	3,5	6 0

- (注)1 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
 - 2 商品有価証券の評価は、時価法(売却原価は移動平均法により算定)により行っております。
 - 3 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法) その他有価証券のうち時価のあるものについては中間連結決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は移動平均法により算定)時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
 - 4 デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

5 当行の有形固定資産の減価償却は、定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属 設備を除く。)については定額法)を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。

建物 10年~50年

動 産 2年~20年

連結される子会社及び子法人等の有形固定資産は、リース事業に係る貸与資産については、リース期間 定額法、その他の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定額法により償却し ております。

なお、平成19年度税制改正に伴い、平成19年4月1日以後に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく償却方法により減価償却費を計上しております。この変更により、従来の方法によった場合に比べ、経常利益は3百万円減少し、税金等調整前中間純損失は同額増加しております。

また、当中間連結会計期間より、平成 19 年 3 月 31 日以前に取得した有形固定資産については、償却可能限度額に達した連結会計年度の翌連結会計年度以後、残存簿価を 5 年間で均等償却しております。なお、この変更により、従来の方法によった場合に比べ、経常利益は 1 5 百万円減少し、税金等調整前中間純損失は同額増加しております。

- 6 無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行並びに連結される子会社及び子法人等で定める利用可能期間(主として5年)に基づいて償却しております。
- 7 当行の外貨建資産・負債は、主として中間連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。
- 8 当行並びに連結される子会社及び子法人等の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

「銀行等金融機関の資産の自己査定に係る内部統制の検証並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」(日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号)に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、一定の種類毎に分類し、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき引き当てております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を引き当てております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を引き当てております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署の協力の下に資産査定部署が資産査定を 実施しており、その査定結果により上記の引当を行っております。

9 賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間連結会計期間に帰属する額を計上しております。

10 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間連結会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。

過去勤務債務 その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により費用処理

数理計算上の差異 各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年) による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から損益処理

1 1 従来、役員退職慰労金は、支出時に費用処理をしておりましたが、「租税特別措置法上の準備金及び特別法上の引当金又は準備金並びに役員退職慰労引当金等に関する監査上の取扱い」(日本公認会計士協会監査・保証実務委員会報告第42号平成19年4月13日)が平成19年4月1日以後開始する連結会計年度から適用されることに伴い、当中間連結会計期間から同報告を適用し、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当中間連結会計期間末までに発生していると認められる額を役員退職慰労引当金として計上しております。

これにより、従来の方法に比べ、営業経費は25百万円、特別損失は195百万円それぞれ増加し、経 常利益は25百万円減少し、税金等調整前中間純損失は220百万円増加しております。

1 2 従来、利益計上した睡眠預金に対する預金者からの払戻請求に基づく払戻損失については、支出時に費用処理しておりましたが、「租税特別措置法上の準備金及び特別法上の引当金又は準備金並びに役員退職 慰労引当金等に関する監査上の取扱い」(日本公認会計士協会監査・保証実務委員会報告第 42 号平成 19 年 4 月 13 日)が平成 19 年 4 月 1 日以後開始する連結会計年度から適用されることに伴い、当中間連結会計期間から同報告を適用し、利益計上した睡眠預金について預金者からの払戻請求に基づく払戻損失に備えるため、過去の払戻実績に基づく将来の払戻損失見込額を引当てております。

これにより、従来の方法に比べ、その他経常費用は3百万円減少し、特別損失は54百万円増加しており、また、経常利益は3百万円増加し、税金等調整前中間純損失は51百万円増加しております。

- 13 当行並びに連結される子会社及び子法人等のリース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。
- 1 4 当行の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における 外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報 告第25号)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債 権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象であ る外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによ リヘッジの有効性を評価しております。
- 15 当行の一部の資産・負債については、金利スワップの特例処理を行っております。
- 16 当行並びに連結される子会社及び子法人等の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。
- 17 当行の取締役及び監査役との間の取引による取締役及び監査役に対する金銭債権総額 53百万円
- 18 有形固定資産の減価償却累計額

19,475百万円

19 有形固定資産の圧縮記帳額

6 1 2 百万円

20 貸出金のうち、破綻先債権額は4,014百万円、延滞債権額は18,637百万円であります。 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元

本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和 40 年政令第 97 号)第 96 条第 1 項第 3 号のイからホまでに掲げる事由又は同項第 4 号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

2.1 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は該当ありません。

なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

22 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は7,963百万円であります。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。

2 3 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は30,616百万円であります。

なお、20から23に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

- 24 ローン・パーティシペーションで、平成7年6月1日付日本公認会計士協会会計制度委員会報告第3号 に基づいて、原債務者に対する貸出金として会計処理した参加元本金額のうち、中間連結貸借対照表計上額は、2,953百万円であります。
- 2 5 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は12,662百万円であります。
- 26 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

預け金2百万円有価証券12,712百万円その他資産2,320百万円有形固定資産8,321百万円

担保資産に対応する債務

預金488百万円借用9,394百万円その他負債317百万円

上記のほか、当座借越契約、金利スワップ契約及び内国為替決済等の取引の担保として、預け金500 百万円及び有価証券14,158百万円を差し入れております。

また、その他資産のうち保証金は206百万円であります。

27 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する保証債務の額は1,580百万円であります。

なお、当該保証債務に係る支払承諾及び支払承諾見返については、「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省

令第 10 号)別紙様式が「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令」(内閣府令第 38 号平成 19 年 4 月 17 日)により改正されたことに伴い、相殺しております。

前中間連結会計期間において上記相殺を行った場合は、前中間連結会計期間末の支払承諾及び支払承諾 見返はそれぞれ1,230百万円減少します。

- 28 1株当たりの純資産額445円61銭
- 29 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりであります。

満期保有目的の債券で時価のあるもの

			中間連結貸借対照表 計上額(百万円)	時 価 (百万円)	差額(百万円)
国		債	5,603	5,531	7 1
地	方	債	2,447	2,458	1 0
そ	の	他	11,000	10,396	603
合		計	19,051	18,386	6 6 5

その他有価証券で時価のあるもの

		取得原価 (百万円)	中間連結貸借対照表 計上額(百万円)	評価差額 (百万円)
株	式	6,065	7,789	1,723
債	券	163,306	161,754	1,551
围	債	73,918	72,643	1,274
地方	債	10,047	10,000	4 6
社	債	79,340	79,110	2 2 9
そ の	他	5,367	5,261	1 0 5
合	計	174,739	174,806	6 6

なお、上記の評価差額に繰延税金資産6百万円を加えた額73百万円が、「その他有価証券評価差額金」に含まれております。

当中間連結会計期間において、その他有価証券で時価のある株式について446百万円、その他について11百万円減損処理を行っております。なお、当該有価証券の減損処理に当たっては、時価の下落率が30%以上の銘柄について「著しく下落した」と判断し、このうち50%以上の銘柄については減損処理の対象としております。また、下落率30%以上50%未満の銘柄については回復可能性がないと判定したものを減損処理の対象としております。

30 時価評価されていない有価証券のうち、主なものの内容と中間連結貸借対照表計上額は、次のとおりであります。

内 容	中間連結貸借対照表計上額(百万円)
満期保有目的の債券	
社債 (私募債)	2,520
その他有価証券	
非上場株式	1,557
その他の証券	2 4

3 1 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、80,878百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のものが48.101百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが

必ずしも当行並びに連結される子会社及び子法人等の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行並びに連結される子会社及び子法人等が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内(社内)手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

- 3 2 「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号)及び「金融商品会計に関する実務指針」(日本公認会計士協会会計制度委員会報告第14号)等における有価証券の範囲に関する規定が一部改正され(平成19年6月15日付及び同7月4日付)、金融商品取引法の施行日以後に終了する連結会計年度及び中間連結会計期間から適用されることになったことに伴い、当中間連結会計期間から改正会計基準及び実務指針を適用しております。
- 3 3 当行は、平成 19 年 11 月 20 日開催の取締役会において、当行の連結される子会社であるながぎんビル管理株式会社を解散することを決議いたしました。

(1)解散の理由

ながぎんビル管理株式会社は、不動産管理業を行っておりましたが、当行グループの業務の見直しにより、営業を終了し解散することといたしました。

(2)子会社の概要

商号 ながぎんビル管理株式会社

所在地 長野県松本市渚 2 丁目 9 番 38 号

資本金 10 百万円

株主構成 株式会社長野銀行 100%

(3)解散の日程

平成 19 年 11 月 21 日 解散決議

平成20年3月 清算結了(予定)

(4)業績への影響等

当該連結される子会社の解散による連結業績への影響は軽微であります。

34 銀行法施行規則第17条の5第1項第3号口に規定する連結自己資本比率(国内基準) 9.27%

中間連結損益計算書(平成19年 4月 1日から) 平成19年 9月30日まで)

		科			目				金		額	(単位:日万円)
経		常	i	4	X		益					14,821
	資	金	運	用		収	益		9,585			
		(う	ち貸	出	金	利 息)	(7,954)		
		(うち	有価	証券和	间息	配当会	È)	(1,060)		
	役	務	取	引	等	収	益		1,062			
	そ	Ø	他	業	務	収	益		4,100			
	そ	Ø	他	経	常	収	益		7 3	_		
経		常	İ	3	ŧ		用					14,519
	資	金	調	達		費	用		2,025			
		(う	ち	預金	2 7	1 息)	(1,699)		
	役	務	取	引	等	費	用		6 2 3			
	そ	Ø	他	業	務	費	用		3,573			
	営		業		経		費		6,109			
	そ	Ø	他	経	常	費	用		2,188	_		
経		常	ı	7	àj		益					302
特		別		₹	aj		益					2 6
特		別		Ħ	Į		失					3 9 8
税	金	等調	整前	中	間	純損	失					6 9
法	人	税、(主民	税及	び	事業	税					191
法	,	人 税	. 等			整	額					1,548
少		数	株	主		利	益					3 2
中		間	糾	Ē	損		失					1,841

- (注) 1 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
 - 2 1株当たり中間純損失金額 20円40銭
 - 3 「その他経常費用」には、株式等償却458百万円、貸出金償却53百万円、貸倒引当金繰入額1,618 百万円及び債権売却損43百万円を含んでおります。
 - 4 特別損失は、固定資産処分損 4 3 百万円、減損損失 1 0 5 百万円、役員退職慰労引当金繰入額(過年度相当額) 1 9 5 百万円及び睡眠預金払戻損失引当金繰入額(過年度相当額) 5 4 百万円であります。
 - 5 営業キャッシュ・フローの低下等により、投資額の回収が見込めなくなったことに伴い、以下の資産について帳簿価額を回収可能価額まで減額し当該減少額105百万円を減損損失として特別損失に計上しております。

地域	主な用途	種 類	減損損失
長野県内	事業用店舗3か所	土地、建物、動産	105 百万円
	及び遊休資産1か所	及びその他	(うち土地 51 百万円)
			(うち建物 45 百万円)
			(うち動産 1百万円)
			(うちその他 6百万円)
合計			105 百万円
			(うち土地 51 百万円)
			(うち建物 45 百万円)
			(うち動産 1百万円)
			(うちその他 6百万円)

事業用店舗については、個別に継続的な収支の把握を行っていることから原則として支店単位(ただし、同一建物内で複数店舗が営業している場合は、一体とみなす。)でグルーピングを行っております。また、連結される子会社及び子法人等については、主として各社を1つの資産グループとしております。

当中間連結会計期間の減損損失の測定に使用した回収可能価額は正味売却価額であります。正味売却価額は、主として不動産鑑定評価額から処分費用見込額を控除して算定しております。